

令和2年6月29日

保護者の皆様

旭川市長 西川 将人  
(子育て支援部こども育成課担当)

## 7月以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止等に係るお願いについて

日頃から、本市子育て支援施策の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応について、皆様にご協力いただき、登園回避や家庭保育への協力をお願いしてまいりましたが、現在の本市の感染症発生状況などから、同依頼は6月30日で終了することといたします。

しかしながら、感染症予防と感染拡大防止のための取組が重要である状況は続いておりますので、今後におきましても、次の内容につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 1 ご家庭でご協力いただきたいこと

- (1) ご家庭でもご家族そろって咳エチケット、手洗い・うがいの励行等の感染症予防や、お子さんの健康観察に努めてください。
- (2) 登園前にお子さんの体温を測定し、発熱等の風邪症状がみられたら、登園を避けてください。

### 2 休園や登園自粛等をお願いする判断基準について

- (1) 園内の職員及び利用児童に、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合は、公衆衛生対策の観点から、臨時休園とさせていただきます。
- (2) 利用児童や保護者（他の同居家族含む）に、濃厚接触者が発生した場合は、保健所の健康観察期間が終了するまでは、登園自粛をお願いします。

### 3 7月以降の保育料の取扱いについて

次に該当する場合に、日割り計算により7月以降の保育料を減額します。

- (1) 子ども等が新型コロナウイルスに感染し、臨時休園となった場合。
- (2) 利用児童や保護者（他の同居家族含む）に濃厚接触者が発生し、本市からの登園自粛の要請により、保健所の健康観察期間が終了するまで欠席した場合。

【問合せ先】こども育成課 (0166-25-9844, 25-9845)

※保育料に関する問合せ先：保育給付係 (0166-25-9845)